

# 定例監査結果報告

1 監査の種別  
定例監査

2 監査の対象  
交通局

3 監査の期間  
平成 30 年 9 月 5 日から平成 30 年 12 月 5 日まで

4 監査の範囲及び方法

平成 30 年度に執行された事務事業のほか、平成 30 年度以外の年度に執行された事務事業の一部について、主として使用料等の徴収事務、契約事務、資産管理事務等について、抽出により、その諸帳簿、関係資料の調査を行うとともに、担当職員からの説明聴取や現地調査を行うなどの方法により実施した。

5 監査の結果

事務事業については、一部に改善を必要とする事例が見られたが、おおむね適正に執行されていると認める。

改善を要する事例は、次のとおりである。

(改善を要する事例)

(1) 広告料金の取り扱いについて

交通局では仙台市交通局広告取扱規程（昭和 61 年仙台市交通局規程第 11 号）により、高速鉄道等に係る広告の料金を定めている。

ところが、経営企画課においては、一部の広告料金について規程と異なる料金を地下鉄広告媒体運用方針において定め徴収していた。

広告料金の取り扱いに当たっては、関係法令に則り、適正に行う必要がある。